

## さくら事業所作業収益配分規約

(目的)

第1条 さくら事業所(以下、「事業所」という。)の作業収益の配分に関し、利用契約者及び各作業従事者の公平性及び透明性を確保するため、さくら事業所作業収益配分規約(以下、「作業収益配分規約」という。)を定める。ただし、配分金の基礎額は、作業収益の変動に応じ変更する場合がある。

(作業収益金)

第2条 作業収益金とは、事業所で行う軽作業とパン製造販売及び物品販売等の収益金をいう。

(配分金)

第3条 配分金の基礎額は、作業従事時間を1日5時間とし、1日の配分金を650円(時給130円)と定める。ただし、パン販売(お茶屋、陽だまり等)に従事できない者は、申し出により550円(時給110円)とする。また、パンの販売に3か月間従事しない者も同額とする。

パンの販売に再従事できる者は、指導員に申し出て従事した月の翌月から配分金の基礎額(650円)を適用する。

2 新規契約者は、入所した日から3か月(試用期間)は、550円(時給110円)とする。ただし、利用料(1割)負担が生じる者で、週5日勤務及びパンの販売に従事できる者は、指導員が認めた場合は、配分金の基礎額(650円)を適用する。

(配分金の支給)

第4条 配分金は、毎月25日を基準日とし、その月の実従事日数(時間単価)により算出し毎月末に支給する。ただし、月末が事業所の閉所日にあたる場合は、その前日とする。

(特別配分金及び成果手当)

第5条 特別配分金とは、パン製造に従事及び事務作業に従事した場合に加算する配分金をいう。

2 特別配分金の算出基礎額は、第3条の基本配分金を基礎に以下のとおりとする。

	従事時間	増率	配分金額	その他
パン製造従事	9時30分～	5割	従事時間	9時30分～終了時間
事務作業従事	9時30分～15時	5割	従事時間	1日2時間を限度とする
他機関イベント参加事業従事	企画した時間		2,000円	土日祝に実施される他機関イベントに参加(パン販売・製造従事)

※ パン製造従事は、9時30分から終了時間までとする。

※ パン製造従事者は指導員が決定する。

※ 医療センター販売従事者は当番表を基に利用者と指導員の合議により決定する。

- ※ 事務作業従事は、指導員等の指示に基づき従事するものとする。
- ※ 配分金の算出上生じる、小数点以下は切り捨てるものとする。
- ※ パンの配達(販売)、計量、シーラー、袋詰め等の従事は、軽作業従事とみなす。
- ※ 指導訓練事業（社会見学等）は、1日（5時間）を上限として、欠席時対応加算を適用する。
- ※ 他機関イベント参加事業従事は、欠席時対応加算を適用する。
- ※ 特別配分金及び成果手当は、パン販売や軽作業の売上等により変更することがある。

### 3 成果手当

成果手当は以下のとおりとする。

	該当項目	手当金額	注意事項
皆勤手当	開所日数から算出 (下記表-1を参照)	2,000円	通常従事(遅刻・早退・休憩は認めない。)
パン製造貢献手当	1日従事につき	300円	パン製造従事後に通常従事を完遂した日数。 (早退・休憩のある日は含まない。)
医療センター販売手当	1回従事につき	500円	医療センターへのパン販売従事回数。
パン販売手当 (配達を除く)	1回従事につき	50円	お茶屋、陽だまり等への販売従事回数

※表-1

開所日数	皆勤日数	開所日数	皆勤日数
16日	14日	20日	18日
17日	15日	21日	19日
18日	16日	22日	20日
19日	17日	23日	21日

※皆勤日数は、通院等により欠勤・遅刻・早退・休憩等の必要性を認め開所日数より2日を減じてある。

(自己申告)

第6条 作業従事時間は自己申告とし、その旨を台帳に本人が記入しなければならない。作業従事時間は配分金の基礎となるため、体調不良により休憩室等を利用する場合及び個人的な相談並びに私用等で作業に参加できない場合又は、各作業ができない場合等は、その時間を台帳に記入し、配分金を支払わないものとする。

(公平・平等性の原則)

第7条 作業収益金の配分の公平・平等性を確保するため各種作業ができない場合、あるいは、当日決定した担当業務の変更及びその業務に従事できない

旨の申出の場合等は自主的に休憩とし、前条の規定のとおりとする。また、指導員の判断により休憩を指示する場合がある。

(期末配分金)

第8条 作業収益金の剰余金が生じた場合は、年度末に剰余金の範囲内で期末配分金（ボーナス）を支給することができる。

(その他)

第9条 この規約に疑義が生じた場合は、さくら事業所利用者連絡会で協議し、その結果を施設長に報告するものとする。

附則 この規約は、平成14年 7月25日より施行する。

附則 この規約は、平成17年 8月 5日より施行する。

附則 この規約は、平成21年 4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成21年12月25日より施行する。

附則 この規約は、平成22年 4月 1日より施行する。

附則 この規約は、平成22年11月 5日より施行する。

但し、この規約は、平成22年10月26日より適用する。

附則 この規約は、平成23年 4月 1日より施行する。

但し、この規約は、平成23年 3月26日より適用する。

附則 この規約は、平成24年 8月25日より適用する。

附則 この規約は、平成25年 8月26日より施行する。

附則 この規約は、平成26年12月26日より施行する。

附則 この規約は、平成28年11月26日より施行する。

附則 この規約は、平成30年 4月 1日より施行する。

但し、この規約は、平成30年 3月26日より適用する。

附則 この規約は、平成31年 3月26日より施行する。

附則 この規約は、令和 2年 3月26日より施行する。

附則 この規約は、令和 2年11月 1日より施行する。

但し、この規約は、令和 2年10月26日より適用する。

附則 この規約は、令和 6年 2月16日より施行する。

但し、この規約は、令和 6年 1月26日より適用する。

附則 この規約は、令和 6年12月26日より施行する。